

ID: 701

担当部署: 福祉部 生活援護課

処分の概要	職権による保護の変更		
法令名 根拠条項	生活保護法 第25条第2項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<b>【根拠条文】</b> (職権による保護の開始及び変更) 第25条 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 702

担当部署: 福祉部 生活援護課

処分の概要	保護の停止、廃止		
法令名 根拠条項	生活保護法 第26条		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<b>【根拠条文】</b> (保護の停止及び廃止) 第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 703

担当部署: 福祉部 生活援護課

処分の概要	報告又は調査に応じないときの保護の変更、停止、廃止		
法令名 根拠条項	生活保護法 第28条第5項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<b>【根拠条文】</b> (報告、調査及び検診) 第28条 5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 704

担当部署: 福祉部 生活援護課

処分の概要	指示等に従わないときの保護の変更、停止、廃止		
法令名 根拠条項	生活保護法 第62条第3項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<b>【根拠条文】</b> (指示等に従う義務) 第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。 2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。 3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日

ID: 705

担当部署: 福祉部 生活援護課

処分の概要	費用返還額決定		
法令名 根拠条項	生活保護法 第63条		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<b>【根拠条文】</b> (費用返還義務) 第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 706

担当部署: 福祉部 生活援護課

処分の概要	扶養義務者からの費用徴収		
法令名 根拠条項	生活保護法 第77条		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<b>【根拠条文】</b> (費用等の徴収) 第77条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。 2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1824

担当部署: 福祉部 生活援護課

処分の概要	保護を受けた者からの費用徴収		
法令名 根拠条項	生活保護法 第77条の2		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<b>【根拠条文】</b> 第77条の2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 707

担当部署: 福祉部 生活援護課

処分の概要	不正受給者からの費用徴収		
法令名 根拠条項	生活保護法 第78条		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<b>【根拠条文】</b> 第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 4 前条第2項の規定は、前3項の規定による徴収金について準用する。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日